

令和6年度 イノベティブ産業集積促進事業補助金

1 イノベティブ産業とは？

市場の成長性や持続性が期待される成長ものづくり分野である**自動車、航空宇宙、医療福祉**に関する分野を指します。八戸市では、成長ものづくり分野の八戸圏域への集積を高め、圏域全体の経済成長のエンジンとなるよう支援します。

2 補助対象者

八戸圏域連携中枢都市圏内（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）において、イノベティブ産業関連の事業に取り組もうとする企業。
なお、大企業・中小企業は問いません。

3 補助対象事業

対象事業	対象経費	補助率	補助上限額
拠点開設事業	入居施設に係る賃料及び共益費	1/2	210万円
認証取得事業	国際認証取得に係る経費 （申請料、審査料、認証料、委託に要する経費等）	1/2	200万円
展示会出展事業	展示会等への出展に係る経費	1/2	20万円
試作開発事業	原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、その他必要な経費	1/2	200万円

4 申請受付期間

令和6年6月28日（金）まで

※予算に限りがありますので、申請補助金額の総額が予算に達した時点で終了いたします。

5 お問い合わせ先

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課
TEL：0178-43-9048（直通）
FAX：0178-43-2146
E-mail：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

詳細はこちら▶

